

序章

研究会の射程と問題意識 —紛争から平和への過程と国際社会—

武内 進一

要約：

1990年代に多発したアフリカの紛争は、近年減少傾向に転じている。主要な紛争経験国における紛争から平和への移行プロセスを概観すると、多くの場合国際社会がクリティカルな形で関与している。国際社会がアフリカの紛争への関与を強めている理由として、先進各国の市民社会を中心に道義的な関心が高まっていること、また特に911事件以降は発展途上国における国家の「破綻」を自国の安全保障と結びつけて捉え、これを放置できないと考える傾向が欧米政府に強まったことが挙げられる。

キーワード：

アフリカ、紛争、国際社会、介入

はじめに

アフリカでは、1990年代に深刻な武力紛争が頻発した。リベリア、ソマリア、シエラレオネ、ルワンダ、ブルンディ、コンゴ民主共和国（旧ザイール）など、その事例は枚挙に暇がない。しかし、2000年代に入る頃から、そうした紛争の多くは、紆余曲折を経つつも徐々に収束していった。上に挙げた国々

を例に取れば、ソマリアはなお紛争状態にあるものの¹、その他の国々はいずれも 2000 年代に入って大統領選挙、国会議員選挙を実施し、紛争から平時への移行プロセスを形式的には終えている。こと武力紛争に関していえば、この 10 年間でアフリカの状況は大きく変わった。

武力紛争の収束はもちろん歓迎すべき現象だが、アフリカにおける紛争問題の根本的な解決に楽観的な見通しが立っているとは必ずしも言えない。スーダン（ダールフル地方）やコートディヴォアールなど依然紛争が継続している国々が少なからず存在するし、移行プロセスが完了したとはいえ、多くの問題を抱え、紛争再発の懸念が払拭できない国も多い。近年のアフリカにおける武力紛争の収束は、紛争問題の解決というより、その位相の変化として捉える方が正確であろう²。

筆者は 1990 年代の後半からアフリカの紛争に関する研究に取り組んできたが³、上述の状況を受けて、2006 年度より「アフリカにおける紛争後の課題」研究会をアジア経済研究所で組織した。研究会は 2 年間にわたって実施され、紛争が勃発したアフリカ諸国がその後どのような経験をしてきたのか、何が問題として浮上しているのか、といった点を各委員が検討している。本書はその中間報告にあたる。

中間報告の序章にあたる本章では、来年度の最終成果に向けた論点整理を行いたい。第 1 節で研究会が扱う問題領域の射程を述べ、第 2 節ではアフリカの主要な紛争経験国を対象に若干のデータ整理を行う。第 3 節では、近年アフリカの紛争から平時への移行プロセスにおいて国際社会がきわめて重要

¹ ただし、2006 年末のエチオピアによる軍事介入以降、事態は大きく転換しつつある。

² これは、アフリカだけの状況ではない。冷戦後に世界各地で勃発した武力紛争が収束傾向にあることは、**Human Security Centre [2005]**も指摘するところである。また、コンゴや東チモール³の例でも明らかのように、紛争後の平和は総じて脆弱であり、国際社会に深く依存している。現代の武力紛争について考える際、アフリカの事例はある種のモデルケースを提供しているが、紛争の収束という近年の現象を考える上でもこの点は同様である。

³ 成果として、武内編[2000]; [2003]を参照のこと。

な役割を演じていることを踏まえ、国際社会がアフリカの紛争解決に関与する動機について考察する。なお、中間報告という本書の性格上、以下は筆者の暫定的な考察であり、今後の研究会の議論によって変化する可能性がある。

1. 共同研究の射程－「紛争後」とは

「アフリカにおける紛争後の課題」研究会は、どのような事象を分析の対象とするのか。この点は共同研究の基本的な問題設定に関わるが、特に「紛争後」という言葉をどのように解釈するのか、整理が必要であろう。結論から言えば、筆者は本研究会の射程を広く捉え、紛争が勃発して以降の平和の確立に向けた過程を総じて分析に含めることを提案する⁴。

研究会の課題名にある「紛争後」という日本語を「ポスト・コンフリクト」(post-conflict) という英語に対応する概念と捉えるなら、それは通常、紛争当事者間の交戦状態 (hostilities) が終結した状態を指し、その目安として停戦または和平合意の成立が置かれることが多い⁵。確かに、「ポスト」(post-) という言葉には段階的な意味で「～の後」を示す含意があるから、「紛争 (交戦) 状態」の次に来る段階として、「ポスト・コンフリクト」を捉えることには論理的な妥当性がある。ただし、そのような捉え方が実態的な意味を持つためには、「紛争 (コンフリクト) 段階」と「ポスト・コンフリクト段階」とが明示的に区分できなければならない。

停戦・和平合意の成立によって二つの段階を区分するのは、論理的に妥当

⁴ 「紛争」にせよ、「平和」にせよ、多義的、論争的な概念である。本章で扱う「紛争」は、さしあたり付表に示す 24 の事例を対象とする。また、紛争勃発後、和平協定締結を経て、移行期が終了した段階で、「平時」になったと捉える。「平時」は形式的な意味で紛争が終結したことを意味するが、そこにおいても「平和構築」の努力は続けられる。本章でいう「平和」は、国内に立憲秩序が根付き、武力を伴う大規模な内戦が当面予想できない状況と捉える。

⁵ こうした考え方を採る先行研究として、例えば Isturiz [2005]。

であるとしても、現実にはそれほど簡単ではない。リベリアやコンゴ民主共和国など多くのアフリカの紛争事例が示すように、締結される停戦・和平合意には実効性のないものが多く、紛争の勃発から収束への過程はそうした合意の成立と破棄を繰り返しながら緩慢に進行することが多いからである。停戦・和平合意の実効性がそれほど自明でない以上、それに依存して「ポスト・コンフリクト」を定義すれば、そこには常に曖昧さがつきまとう。

これに対して、筆者の提案は、「紛争後」を「紛争勃発後」の意味で捉えることである。すなわち、本研究会が分析の対象とする「紛争後の課題」に、停戦・和平合意に向けた交渉、平和維持軍の派遣、緊急援助、人道的介入、ガバナンスの再構築、DDR、国民和解、経済復興等々の、紛争から平和に向けた移行プロセスのすべてを含めて考えようというものである。これは、大別して2つの理由に基づく。

第1の理由は、やや消極的なものである。この分野に関する研究は、とりわけ日本において緒についたばかりであり、こうした状況下においては、研究の射程を広く取る方が有益だと考えたためである。本書では、序論の他、各論において8名の執筆者がアフリカ9ヶ国を扱っている。これらの国々では、当然ながら、紛争の原因も、紛争が勃発した後の展開も異なるが、少なくとも研究の初期的段階にあっては、アフリカの多くの国を俯瞰的に比較できる共同研究会を組む意義は大きい。その点で、「紛争後」という言葉を幅広く捉える意義があると考えた。

第2の理由は、もう少し積極的なものである。それは、平和構築概念の変化に関連する。本研究会で扱おうとする紛争から平和への過程は、冷戦終結後に実践的・学術的な関心を集めるようになった事象である。周知のように、ブトロス＝ガリ事務総長が国連安保理に提出した報告書『平和への課題』(Boutros=Ghali [1992])は、その重要な契機となった。紛争に対する国連の取り組みに関するこの報告書のなかで、ガリは、予防外交 (preventive diplomacy)、平和創造 (peacemaking)、平和維持 (peace-keeping)、平和構築 (peace-building)、平和強制 (peace-enforcement) といった概念を定

義しているが、「平和構築」という言葉は常に「ポスト・コンフリクト」という言葉とセットで（すなわち”post-conflict peace-building”という形で）使われた。ガリの報告書では、紛争から平和へのプロセスにおいて平和構築が重要な意義を持ち、そこで国連の果たすべき役割が大きいことが強調されたのだが、それは「ポスト・コンフリクト」段階で実施されるものと考えられていた。彼の議論では、紛争勃発後に停戦・和平協定を経て「ポスト・コンフリクト」段階へ到達すると捉えられ、平和構築はもはや「交戦状態」の恐れがないこの段階で実施されるべきものとされている。

しかし、国連におけるその後の議論においては、平和構築概念は必ずしもかかる意味での「ポスト・コンフリクト」と結びつけて論じられなくなった。2000年に出された『国連平和活動に関する委員会報告』（通称『ブラヒミ・レポート』）では、国連の平和活動が、1)紛争予防と平和創造、2)平和維持、そして3)平和構築という3つの主要な活動から構成されるとの認識に基づき、特に平和維持と平和構築活動のあり方について議論が深められている（United Nations [2000]）。篠田[2003: 5-16]が指摘するように、ここでは「交戦状態」の恐れのない段階で実施する活動として平和構築を捉える見方は採られていない。むしろ、平和維持と平和構築の実施時期がしばしば重なり、場合によっては、紛争が完全に終息しなくとも平和活動を実施しなければならないことが強調されている。『ブラヒミ・レポート』においても、「ポスト・コンフリクト」という言葉が使われる際には「交戦状態」の終結という含意が読みとれるものの⁶、それは特定の平和活動を実施する段階としての意味をもはや持っていない。

「ポスト・コンフリクト」という概念を停戦・和平協定と結びつけて捉えれば、実質的に無意味な定義になってしまう。逆に、実態を優先してその言葉を定義しようとすれば、「いったいいつ『ポスト・コンフリクト』がやってくるのか？」ということになりかねない。ガリが強調するように、紛争から

⁶ 例えば、United Nations [2000: para.20]。

平和への移行過程で平和構築の役割は決定的に重要だが、平和構築の実施はガリが考えたような意味で「ポスト・コンフリクト」の段階に限定されるわけではない。「交戦状態」にあっても、それは行われ得るのである。本研究会の狙いはアフリカにおける紛争から平和への移行過程を分析することであり、平和構築活動はその中心的なテーマとなるが、そうであるならば、むしろ研究会に冠した「紛争後」という言葉の意味を「ポスト・コンフリクト」の直訳と捉えず、紛争勃発以降の局面を全て分析に組み入れる方が生産的である。このように考えて、研究会の射程を「紛争勃発後」に定めることとした。

2. 紛争後のアフリカ

次に、実際に紛争が勃発したアフリカ諸国がどのような状況にあるのかを検討しよう。付表に近年のアフリカにおける主要な紛争国の経験を示した。ここには、冷戦終結以降に国家権力をめぐる内戦が勃発した国々を中心として⁷、24 の事例がまとめられている。このうち国家間戦争はエチオピア・エリトリア戦争だけで、残りはすべて内戦である。本表の作成に際しては、紛争から平和への過程でどのようなアクターが介在し、どのような措置が講じられたかに焦点を当てた。具体的には、どのような和平協定が結ばれたか、国連の PKO が派遣されたか、国連 PKO 以外にどのような軍事的介入があったか、軍事面以外に外部から何らかの介入（関与）があったか、紛争がどのような形で終結したか、現在までどのような経緯を辿ったか、などを概観した。紙幅と筆者の能力のために必ずしも十分な情報を盛り込めていないが、近年のアフリカにおける紛争経験とそれに対する介入についての概略を俯瞰

⁷ 「冷戦終結以降に国家権力をめぐる内戦が勃発した国」として、筆者はアンゴラ、エチオピア、ギニアビサウ、コートディヴォアール、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、ソマリア、チャド、中央アフリカ、ブルンディ、モザンビーク、リベリア、ルワンダの 14 ヶ国を考えている（武内、2005: 95）。

するためにこの付表を利用する。

この付表から明らかになる点を整理しよう。まず、多くの紛争で停戦・和平協定が締結されている。付表に示したのは主要な協定に過ぎず、実効性のないものを含めればその数はもっと増える。逆に言えば、停戦・和平協定が結ばれずに紛争が武力で決着する例は多くない。そうした少数の事例を挙げれば、1990年のメンギスツ政権（エチオピア）やハブレ政権（チャド）、1997年のモブツ政権（コンゴ民主共和国）、2003年のパタセ政権（中央アフリカ）などであり、いずれも国際社会から孤立し、その支援を得られない場合であった。この事実が示すように、停戦・和平協定の締結に際しては、様々な形で国際社会が関与している。

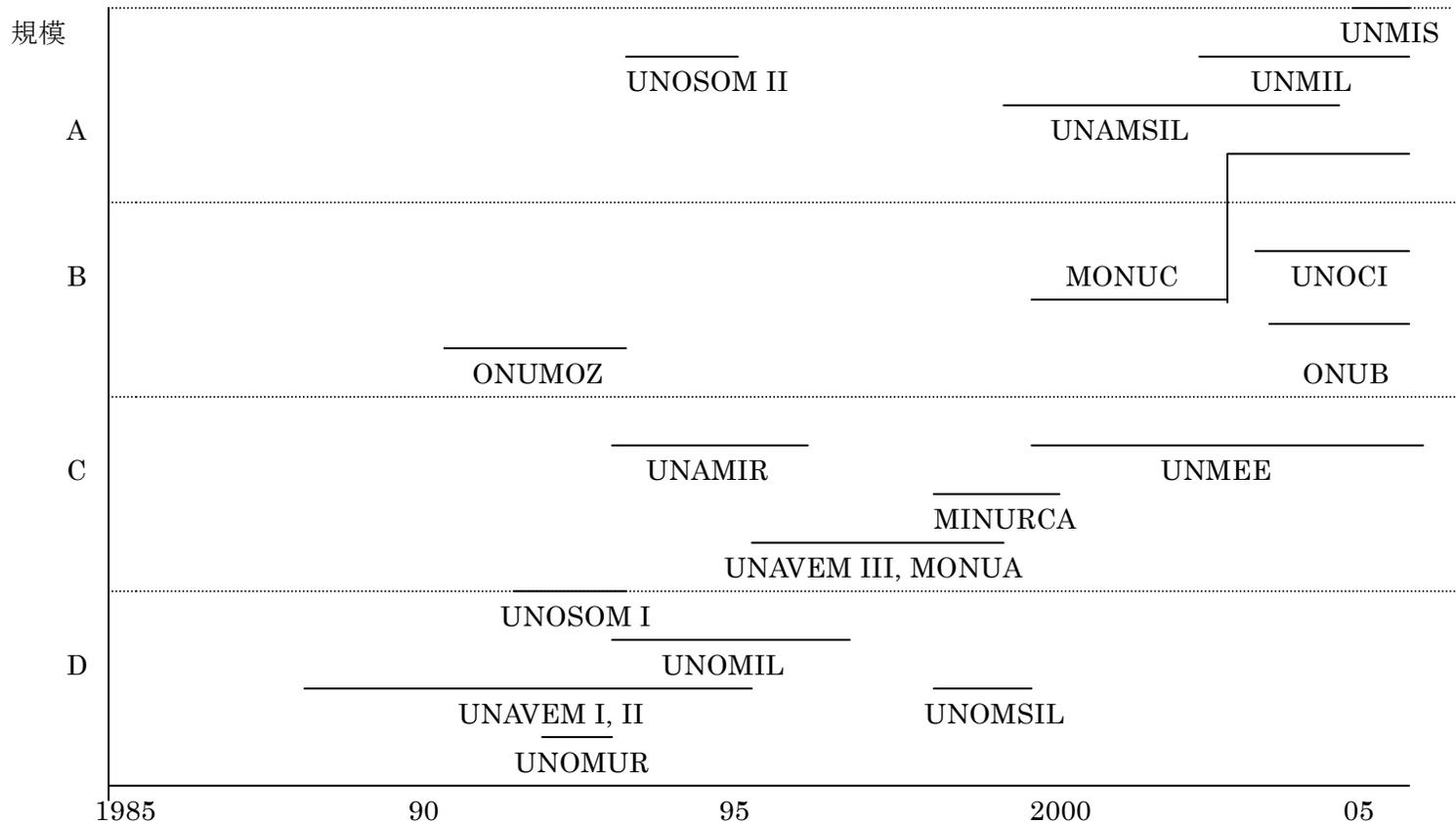
国際社会の関与は停戦・和平協定の締結に留まらない。国連 PKO はその代表的なものであるが、24 事例のうち 14 事例に投入されている⁸。近年のアフリカで大規模な紛争が起こったとき、かなりの割合で国連 PKO が派遣されていることがわかる。PKO の時期と規模の関係については、図 1 に示す通りである。この図は、付表における A～D の規模分類を利用して、派遣時期と派遣規模との対応関係を示している。冷戦終結後に PKO の派遣が急増したことはしばしば指摘されているが、近年その規模も拡大傾向にあることがわかる。

国連 PKO 以外にも紛争への軍事的介入がなされている。まず、勃発した紛争への対応として多国籍軍が派遣されている。ただし、その中味は多様である。ソマリアに対しては、1992～93 年、米軍を中心に 4 万人近い重武装の部隊 (UNITAF) が派遣された。西アフリカの地域協力機構 ECOWAS は、リベリアとシエラレオネにそれぞれ約 2 万人の部隊 (ECOMOG) を派遣した⁹。UNITAF は武装勢力の目立った抵抗は受けなかったが、ECOMOG は

⁸ ここでは、アンゴラのように 1 つの連続した紛争に複数のオペレーションがなされた場合も 1 事例と数えている。

⁹ 落合[1999]。ECOWAS はギニアビサウに対しても派兵したが、その規模は 600 人程度で作戦としては失敗であった。

図1 国連PKOの規模と時期



出所) 筆者作成。

注) 規模の区分については表の注を参照。同じ規模カテゴリー (A~D) 内の上下は、規模の大小と関係しない。

武装勢力と激しい戦闘を行った。また、EUは2度にわたり、治安維持を目的としてコンゴ民主共和国へ部隊を送っている。他方、多国籍軍という名称が妥当かどうか議論の余地があるが、MISAB（中央アフリカ）やAMIS（スーダン、ダールフル）など、主として停戦監視を担った事例もある。

次に、特定国の単独介入がある。これは、欧米諸国が単独で介入する場合と、周辺のアフリカ諸国が介入する場合とに大別できる。冷戦期における欧米諸国の軍事介入には、しばしば自国に都合のよい政権を維持するという動機が露骨に看取されたが、近年ではそうした動機だけでは説明できない介入が目立つ。例えば、1992～93年にアメリカがソマリアに派兵したのは、国内政治上の配慮が大きかったとしても、やはり人道上の動機が強かったといえる¹⁰。また、2000年のシエラレオネに対するイギリスの派兵は、UNAMSILの能力を超えて悪化した状況に対応してなされたものであり、国連平和維持部隊の支援の意味が強かった¹¹。フランスを中心とする多国籍軍のルワンダへの介入（トルコ石作戦）は、フランスの隠された意図があるのではないかと批判を浴びたが、そこにジェノサイドを阻止するという人道的目的が含まれていたことは否定しがたい。冷戦期も、冷戦後も、フランスは単独で軍事介入をすることが多いが、自国にとって都合のよい政権を守るためという動機だけでは、今日のフランスの行動は説明し難い¹²。実際、コートディヴォアール内戦への介入の結果、フランスはそこで、コートディヴォアール政府が煽動する激しい反仏行動に直面した（佐藤[2005]）。

武力紛争に対する周辺アフリカ諸国の介入も頻繁にあるが、自国の利益を

¹⁰ ただし、周知のように、米軍即応部隊が現地武装勢力と衝突して十数名の犠牲者を出し、クリントン政権に急激な政策変更（部隊の撤退）を決断させた結果、所期の目的は達成できなかった。

¹¹ この意味で、2003年のEUによるコンゴ民主共和国への多国籍軍派遣（アルテミス作戦）と共通性が強い。また、2003年のアメリカによるリベリアへの派兵（兵站支援）も同様である。

¹² フランスによる単独軍事介入の多さは、おそらくフランスの軍事基地の存在と関連している。この点については、最終成果に向けてもう少し考察を深めたい。

背景に、特定勢力を支援して軍事介入が行われることが多い。ここでは、安全保障上の考慮が重要であることを指摘しておきたい。ルワンダがコンゴ民主共和国の2つの内戦に介入するにあたって、東部コンゴで活動するルワンダ反政府勢力の存在は決定的に重要だった。アンゴラがコンゴ民主共和国の第1次内戦（1996～97年）やコンゴ共和国の内戦（1997年）に介入したのも、反政府勢力 UNITA の動向が理由であった。いずれも、自国の安全保障上の問題が軍事介入を決断する重要な要因になっている。

近年の傾向として注目されるのは、紛争後の過程に国際社会が司法面で関与する事例が目立つことである（Scheffer [1996]）。これには、国際刑事裁判所（ICC）が捜査する（コンゴ民主共和国など）¹³、国連安保理の決議に基づいて専門の国際刑事法廷を設置する（ルワンダ）、国連が司法プロセスに協力する（シエラレオネ、ブルンディなど）、人権侵害の責任者を他国で裁判を行う（ルワンダ、チャドなど）、といった事例がある。

最後に、紛争終結のパターンについて検討しよう。24の事例を、紛争終結のあり方に焦点を当てて整理すると、表1のようになる。

24事例のうち、武力によって終結した紛争が10、交渉によって終結したものが9、継続中のものが5である。紛争終結の契機を武力によるとみるか、交渉によると考えるかは判断が難しいこともあるが、ここでは放置すればなお紛争が継続する状況にあるにもかかわらず和平合意が結ばれた場合、交渉による終結と見なした。ただし、そのように定義したところで、議論が分かれることもあろう。例えば、1995年のリベリアは、テイラー率いる NPFL の軍事的優勢の下で和平協定が結ばれたのであって、交渉によって終結したのではないと考えられるかも知れない。この点は、紛争の実態面に即して議論を精緻化する必要がある。

¹³ 2007年1月末現在、ICCの捜査が行われているのは、コンゴ民主共和国、ウガンダ、中央アフリカ、スーダンのアフリカ4ヶ国だけである。国際社会が設立した「最後の法廷」(a court of the last resort) で裁かれているのは、アフリカ諸国の状況だけなのである。

表1 紛争終結のあり方

<p>武力によって終結した紛争 (10)</p>	<p><u>アンゴラ</u>、<u>ギニアビサウ</u>、<u>チャド</u> (1990 年)、<u>チャド</u> (2005 年)、<u>中央アフリカ</u> (2002～03 年)、<u>エチオピア</u>、<u>ウガンダ</u> (1981～88 年)、<u>コンゴ共和国</u>、<u>コンゴ民主共和国</u> (1996～97 年)、<u>ルワンダ</u></p>
<p>交渉によって終結した紛争 (9)</p>	<p><u>モザンビーク</u>、<u>シエラレオネ</u>、<u>リベリア</u> (1989～95 年)、<u>リベリア</u> (2000～03 年)、<u>中央アフリカ</u> (1996～98 年)、<u>スーダン (南部)</u>、<u>エチオピア・エリトリア</u>、<u>コンゴ民主共和国</u> (1998～2004 年頃)、<u>ブルンディ</u></p>
<p>継続中の紛争 (5)</p>	<p><u>コートディヴォアール</u>、<u>中央アフリカ</u> (2006 年～)、<u>スーダン (ダールフル)</u>、<u>ソマリア</u>、<u>ウガンダ (対 LRA)</u></p>

出所) 付表に基づき筆者作成。

注) 下線は、関連して国連 PKO が派遣された事例。

判断が微妙な事例があるとしても、冷戦後のアフリカにおける武力紛争はしばしば交渉によって決着している。そして、その交渉には、ほとんど常に国際社会が関与している。冷戦後の武力紛争に対して国際社会が関与を深めているのは、旧ユーゴスラビアや東チモールを引くまでもなく、アフリカに限ったことではない。この文脈では、むしろ交渉によらない武力紛争の決着がアフリカではなお多く、国際社会から相対的に放置されていると評価しうるかも知れない。ただし、シエラレオネやコンゴ民主共和国など、国際社会の関与なくして、早期の紛争終結が考えられなかった事例も少なくない¹⁴。

¹⁴ コンゴ民主共和国に関して、武内[2007]を参照。

アフリカは、国際社会から放置されていると評価するには過分の資源を投入されているといえよう。

3. 国際社会の関与

3.1. 国際社会

近年のアフリカにおける紛争の収束過程を考えると、国際社会の果たす役割はきわめて重要である。停戦や和平の交渉、PKO や多国籍軍の派遣、司法的な介入、そして復興支援など、紛争勃発直後から国際社会が様々な局面で平和への移行過程に関与している。この事実はどのように評価すべきだろうか。

この問題を考える上で、国際社会とは誰かという点を最初に確認する必要がある。アフリカにおける紛争から平和への移行過程には、多くのアクターが関与している。モザンビークの和平交渉には、イタリアのキリスト教会系 NGO サンテデジオ (Saint'Edigio) やイタリア政府が関与した。コンゴ民主共和国の和平協定では、ボツワナ前大統領のマシレ、国連事務総長代理のニアス、南アフリカ大統領のンベキなどが活躍した。国連 PKO や多国籍軍など軍事的な介入に関しては、国連、ECOWAS、EU などの超国家主体や、アメリカ、イギリス、フランスの P3¹⁵を中心とする先進国が重要である。司法的な介入には欧米諸国が熱心だが¹⁶、その行動には NGO が無視できない影響力を与えている。経済復興支援については関係国の範囲が広がるが、ここでも先進国政府と先進国 NGO の影響力が強いことは同じである。ただし、近年ではアフリカ国内のローカル NGO も一定の役割を担うようになりつつ

¹⁵ 先進国のなかでは、この 3ヶ国のみが、実質的に冷戦後のアフリカで単独軍事介入の経験を有する。1990年のルワンダにおける内戦勃発時に、ベルギーが単独で派兵したが、議会の圧力から短期間で撤退した。

¹⁶ アメリカ (のブッシュ政権) は ICC に反対しているが、ICTR の設置に際して当時のクリントン政権は積極的であった。

ある。

このように見てくると、アフリカ諸国の紛争から平和への過程に介在する国際社会とは、超国家主体（国連、地域機構など）、国家主体、脱国家主体（国際 NGO など）が入り交ったものであることがわかる¹⁷。その中心は欧米の政府といえようが、国連や EU などの超国家主体や欧米の NGO も重要な役割を果たしているし、アフリカ諸国の役割も軽視できない。ナイジェリアを中心とする ECOWAS や南アは、紛争とその收拾に深く関与した。

3.2. 国際道義と現実主義的要請

国際社会はなぜアフリカの紛争に関与するのだろうか。国連についてはさしあたり、組織の目的だからという回答になろう。憲章によれば、国連の基本的な目的は「国際の平和及び安全を維持すること」である¹⁸。アフリカであれどこであれ、紛争が起こればそれに介入し、收拾に動くことは国連の組織目的に合致している。ただし、冷戦終結によって米ソ対立が解消した結果、国連における「国際の平和及び安全の維持に関する主要な責任」を負う機関である安全保障理事会の機能が円滑化し¹⁹、地域紛争に対する国連の活発な介入を可能にしたことは強調しなければならない。

それでは、国際社会のその他の構成要素はどうか。アフリカの紛争に対す

¹⁷ これは、国連などでしばしば用いられる”international community”という概念に近いといえる。

¹⁸ 国連憲章第 1 条第 1 項が定める国連の目的は次の通り。「国際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至る虞のある国際的の紛争又は事態の調整又は解決を平和的手段によつて且つ正義及び国際法の原則に従つて実現すること」（大沼・藤田編[2001: 14]）。

¹⁹ 国連憲章第 24 条第 1 項が定める安全保障理事会の任務及び権限は次の通り。「国際連合の迅速且つ有効な行動を確保するために、国際連合加盟国は、国際の平和及び安全の維持に関する主要な責任を安全保障理事会に負わせるものとし、且つ、安全保障理事会がこの責任に基づく義務を果たすに当つて加盟国に代つて行動することに同意する」（大沼・藤田編[2001: 19]）。

る関与は、国連だけではない。地域機構や先進各国政府、また NGO も、近年アフリカの紛争問題に熱心に取り組むようになってきている。これはなぜだろうか。

アフリカの紛争に伴う非人道的な状況を道義的な意味で放置できないと国際社会が判断したことは、その重要な理由である。わずか3ヶ月足らずで約80万人もが虐殺されたルワンダ、内戦から深刻な飢饉が蔓延したソマリア、内戦により人口の1割が犠牲となり、残るほとんども難民や国内避難民として深刻な被害を受けたリベリアなど、アフリカの紛争が生んだ人道的悲劇は枚挙に暇がない。こうしたアフリカの人道的被害は、先進国のマスメディアを通じて広く報道され、大きな道義的関心を引き起こした。先進国の NGO がアフリカ支援に活発に取り組む背景には、道義的な動機付けが強く作用しているといえよう。そして、紛争ダイヤモンドへの取り組みが NGO のキャンペーンを推進力としていたことに示されるように（武内[2001]）、道義的関心に基づく NGO の活動は、その巨大な動員力を背景に、今日大きな政治的影響力を有している²⁰。

ただし、アフリカの紛争に対する国際社会の関与の高まりを、すべて道義的な観点から説明できるわけではない。紛争（戦争）やそれに伴う悲惨は、

²⁰ アフリカの紛争を直接の対象としてもものではないが、GCAP (Global Call to Action against Poverty : 日本では「ほっとけない 世界のまずしさ」のスローガンで活動した) の世界的な展開と「ホワイトバンド」や「ライブ8」の成功は、NGO の巨大な動員力を如実に示している。GCAP の運動は特定の地域を直接の対象としていないものの、「ライブ8」のポスターにボディがアフリカ大陸の形をしたギターがデザインされたこと、その企画自体が直後に開催される G8 サミットに向けたアピールであり、サミットのメインテーマが「アフリカ」であったことなどを考慮すれば、運動の地理的なターゲットはアフリカだったといつてよい (GCAP とその「アフリカ・イメージ」については、榎本[2006]を参照)。アフリカの貧困が紛争に関連することは自明であり、GCAP のような運動の盛り上がりのなかで、アフリカの紛争に対する市民社会の道義的関心も増大したと考えられる。ルワンダの虐殺をテーマとした映画『ホテル・ルワンダ』の世界的なヒットは、その点を示しているよう。

いつの時代にも存在した。道義的関心にしたところで、近年突如として高まったわけではない。また、リアリスト的な立場に立てば、戦争は国際秩序を維持するための制度の一つであって（ブル[2000]）、それを無理に抑止すべきでないという考え方にもなる。事実、歴史上の戦争のほとんどは、決着がつくまで放置されてきた。にもかかわらず近年では、NGO だけでなく、先進各国政府やその援助機関も熱心にアフリカ紛争問題に取り組んでいる。正確に言えば、アフリカの紛争だけではない。旧ユーゴスラヴィアや東チモールなど、冷戦終結後の国際社会は、世界各地で紛争から平和への移行に深く関与している。

この理由として重要なのは、各国政府が、現実主義的な意味で、今日の紛争を放置できないと判断していることであろう。以下、幾つかの論点を挙げる。

第1に、市民社会の道義的関心に政府としても配慮せざるを得ないという要因がある。これについてクラズナーは、民主主義体制にある先進国の政治家にとって、他国の人道危機が「ノー・ウィン状況（no win situation）」をつくり出すと述べている。アフリカやバルカン半島などで人道危機が生じ、それがマスメディアを介して先進国国民の道義的関心を引きつけると、政治家は「介入すれば非難され、介入しなければまた非難される」状況に置かれる（Krasner [2004: 94]）。この議論は、ソマリア（1993年）、ルワンダ（1994年）、ボスニア（1995年）、コソボ（1999年）といった人道危機とアメリカ政府の対応、そしてその後の世論の反応を念頭に置くとわかりやすい。外国で深刻な人道危機が発生すればどう対応しても政治的失点になる以上、そうした危機が深刻化しないよう先進国が紛争解決のために介入するという説明である。

第2に、今日の紛争が伝播しやすく、放置すれば地域的な混乱が拡大しかねないという要因がある。1990年代前半に、アフリカや旧ソ連で紛争が頻発したとき、紛争が国境を越えて伝播し、紛争が蔓延する不安定な地域が幾つか出現したことが指摘された（Weiner [1996]）。旧ユーゴスラヴィア、旧ソ

連の南西部、ソマリアを中心とするアフリカの角、コンゴ民主共和国を中心とする中部アフリカ、リベリアを中心とする西アフリカなどである。ブルは、戦争が国際秩序維持の制度の一つだと述べる一方で、「主権国家から成る社会は、戦争を制限し封じ込めて、国際社会そのものが定めた規範の範囲内にそれを押しとどめる」と指摘する²¹。既存の国際秩序に利益を見出す大国にとって、混乱と無秩序の増殖は抑制しなければならない。

また同様の要因を当該地域の国家の立場で見れば、紛争が自国に及ばないよう、また先進国からの承認を受けつつ自国主導の地域秩序を確立する意図の下に、近隣諸国の紛争解決に介入する行動が取られることになる。リベリアやシエラレオネに対するナイジェリアを核とした ECOWAS の介入や、コンゴ民主共和国やブルンディに対する南アの仲介活動は、こうした観点から説明できよう。

3.3. 国家の「破綻」に対する問題意識

第3に、今日の紛争—とりわけアフリカの紛争—が国家の「破綻」現象に端を発するものであり、そうした状況が先進国自身の安全保障に深刻な影響をもたらすという認識が強まったことが重要である²²。国家の「破綻」についてここでは深入りできないが、ある国家が住民の保護や公共財の提供といった基本的な機能を果たさず、国民から正統性を獲得できないために、混乱と紛争が蔓延する状態を念頭に置いている。そうした状況にあっては、先進国に敵意を持つテロリストの拠点となる、大量破壊兵器が取引される、麻薬

²¹ ブル[2000: 229]。なお、ブルが「国際社会」(international society)というとき、その構成体は主権国家のみである。国際社会に NGO など非国家主体も含めて考える本章とは内容が異なることに留意されたい。

²² 国家の「破綻」については、どのような言葉を用いるかも含めて(崩壊、失敗、脆弱、等々)多くの議論がある。さしあたり、Rotberg ed.[2004], Beissinger & Young eds. [2002], Zartman ed.[1995], 納家[2003]などを参照。本稿では、上記の様々な形容詞の用語法を区別しないという意味でカッコ付きの「破綻」という表現を用い、引用文に類似の概念がある際は原語を付す。

生産が活発化するという事態が懸念され、かかる事態を防止するために先進国側が介入せざるを得ないという考え方である。

こうした認識は従来から存在したが²³、政府レベルでそれが支配的であったわけではない。大量破壊兵器不拡散体制構築への努力も、テロリズムへの対策も、冷戦終結以前からなされている。しかし、その場合は、特定の国家が大量破壊兵器を獲得したり、テロを支援したりすることが想定されており、国家の「破綻」と関連づけて対策が講じられたわけではなかった。冷戦終結後に平和構築の動きが活発化したときも、介入する側の安全保障と結びつけるのではなく、むしろ「リベラルな国際主義」という文脈で説明された (Paris [1997])。カントの思想を継承しつつ、リベラルな立憲秩序の移植によって国内権力の正統性を高め、紛争を収束させようという考え方である。1990年代、アメリカ政府がソマリアや旧ユーゴスラヴィアに軍事介入を実施した際も、国家の「破綻」に対する危機意識というより、人権・人道上の問題や同盟国へのクレディビリティといった論点が強調された²⁴。

いうまでもなく、冷戦終結後に国連が介入主義的行動を強めた背景としてアメリカの影響力が大きい (納家[1992])、1990年代にはアメリカの介入観は体系的に自国の安全保障と結びつけられてはおらず、したがって行動にも大きなふれがあった。例えば、ソマリアへの介入は上述した国内世論に押されての行動であり、安全保障に関わる現実主義的要請に裏打ちされたものではなかった。だからこそ、十数名の犠牲者が出た段階で、アメリカは即座

²³ アメリカにおいて比較的早期にこうした認識を示した議論として、David [1989], David [1992]を参照。

²⁴ Desch [1996]は、冷戦終結後にアメリカが第三世界にどう対応すべきかについて現実主義の立場から論じたものである。彼は、クリントン政権がソマリア、ルワンダ、ハイチなどへの介入を同盟国に対するクレディビリティの点から正当化したことを批判する一方、ペルシャ湾地域を睨んだディエゴ・ガルシア島など軍事的に重要な地域も存在するとして、第三世界には選択的な介入をすべきだと論じている。アメリカの第三世界に対する介入は地政学的な意味で重要な場合に限定されるべきだという議論は、冷戦期との連続性が強い (Johnson [1985])。

に撤退へと舵を切ったのである。この事件を直接的な契機として、アメリカは重大な戦略的利害がない地域の紛争への介入に対して極端に消極的となり、結果として、ルワンダにおける国連の行動が著しく制約されたことは周知の事実である。超大国アメリカの行動のぶれは、国連の行動に直接反映した。

2001年9月11日の同時多発テロ事件は、アメリカの認識を大きく変えた。トランスナショナルな急進派勢力アル・カイダが、内戦の続くアフガニスタンを拠点としつつアメリカ本土への攻撃を実行した事実は、発展途上国の紛争や「破綻」した国家が自国の安全保障にとって深刻な脅威となりうることを衝撃的な形で示したのである。さらに、その後のイラクの経験によって、敵対的な政権を軍事的に転覆させることよりも、その後にアメリカの安全保障にとって脅威にならない国家を建設することの方がずっと困難であることが明らかになった。

すなわち、国家の「破綻」やその後の平和構築が2つの現実主義的関心から注目を浴びたことになる。第1に、特定地域で紛争と混乱が続くこと自体がアメリカの安全保障にとって脅威になるため、そこでの紛争を解決しなければならないという関心。第2に、一時的な対応だけでなく長期的観点から平和の定着と国家建設が必要だとの認識である。こうした関心は、平和構築に関する議論を顕著に活発化させた。アメリカ政府は911事件の1年後に発表された国家安全保障戦略において、地域紛争の緩和やアフリカの「脆弱国家」(fragile states)を強化する必要性を論じている(United States of America [2002])。近年北米の研究者の多くは、発展途上国における国家の「破綻」や平和構築について、専ら自国の安全保障に引き寄せて語るようになってきている²⁵。

²⁵ 例として、Fukuyama [2005a], Krasner [2005]; [2004], Keohane [2003], Ignatieff [2003], *Journal of Democracy* Vol.16, No.1 (January 2005)特集(紛争後の民主主義建設)所収論文、特にFukuyama [2005b]など。イグナチエフは、国際社会による軍事的な介入には選択(triage)が必要だとして、次のようにいう。「911事件以降の国際環境において、単に人道上の問題だけが起きている地域ではなく、安全保障やテロリストに関わる問題を引き起こ

こうした認識変化はアメリカだけにとどまらない。2003年に発表されたEUの安全保障戦略においても、地域紛争や「国家の失敗」(State Failure)は、テロリズムや大量破壊兵器拡散と並ぶ主要な脅威として言及されている(Europe Union [2003])。2004年の国連ハイレベルパネル報告書では、当面の国際的脅威として6つの問題群(貧困等社会経済的な脅威、国家間紛争、国内紛争、大量破壊兵器、テロリズム、組織犯罪)が挙げられており、テロリズムを抑止するための措置として「国家の崩壊」(State Collapse)を阻止することが必要との認識が示されている(United Nations [2004: para 148])。

先進国政府の認識変化を反映し、開発援助コミュニティにおいても、発展途上国の紛争や国家の「破綻」に関する関心が高まっている²⁶。世界銀行では、1997年に紛争後の復興開発を扱う部局「ポスト・コンフリクト・ユニット」(Post Conflict Unit)が設置され(工藤[2006])、1999年以降は「内戦・犯罪・暴力の経済学」プロジェクトを発足させて発展途上国の紛争と開発の関連について研究を進める一方(世界銀行[2004])、2001年11月には政策やガバナンスに問題のある貧困国をLICUS (Low Income Countries under Stress) という概念で抽出し対策を検討している²⁷。

している地域が介入の対象とされるだろう」(Ignatieff [2003: 306])。フィアロンとレイティンによれば、ブッシュ政権は発足当初「破綻」した国家への関与に消極的であったが、911事件以降その方針を改めた。ただし、力点はあくまでも「ならずもの国家」の再建にあり、国防省では「リベリアのようなカオスはアメリカの安全保障に影響を与えない」(従って、介入の必要はない)という考え方が依然有力であるという(Fearon & Laitin [2004: 6])。なお、国家の「破綻」に対する捉え方が、人道上の問題から安全保障上の問題へと移行した点については、岡垣[2007]も参照のこと。

²⁶ いうまでもなく、先進国や国際機関は、発展途上国の開発を目的とした関与を実施してきたが、近年では、開発援助機関が開発と紛争や国家の「破綻」との関係問い、開発政策をこうした文脈に位置づけるようになってきた。その一例として、国連開発計画[2005]を参照。

²⁷ 世銀の紛争研究については、

<http://econ.worldbank.org/external/default/main?menuPK=477971&pagePK=64168176&piPK=64168140&theSitePK=477960> を、

LICUS については

<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/PROJECTS/STRATEGIE>

同様の動きは、OECD の開発援助委員会 (DAC) においても進行している。DAC では 1990 年代後半からポスト・コンフリクト国への援助に関する部会 (The DAC Network on Conflict, Peace and Development Co-operation: CPDC) が活動していたが、近年それがガバナンスに関する部会 (The DAC Network on Governance: GOVNET) などとともに、「脆弱国家」に関する部会 (The Fragile States Group) に組み換えられた。援助効果向上へのガイドラインを示した 2005 年 2 月の「パリ宣言」でも触れられている通り²⁸、「脆弱国家」への支援は現在 DAC の重点方針となっており、これに対応した組織改革といえよう。このように開発援助コミュニティにおいては、紛争から平和への移行に関わる問題は、近年では「脆弱国家」という問題領域のなかに位置づけられるようになってきている。これは、先述した、国家の「破綻」に関わる 2 つの側面を包含する問題設定と考えることができる。

本節の議論をまとめれば、冷戦終結以降の国際社会は、市民社会を中心とした道義的な関心と、先進国政府を中心とした現実主義的な関心との混交と相乗効果のなかで、アフリカの紛争から平和への移行過程に深く関与するようになったといえるだろう。

4. 最終報告に向けて

前節までの議論は、いわば本研究会にとっての前提条件である。我々の問題意識は、アフリカにおける紛争から平和への移行過程に国際社会が関与を強めるというマクロな状況下で、現実にはアフリカで何が生じているのか、その意味は何かを探ることにある。その到達点は、さしあたり 2 年度にわたる研究会の最終成果に示されることになる。

[S/EXTLICUS/0,,menuPK:511784~pagePK:64171540~piPK:64171528~theSitePK:511778,00.html](#) を参照。

²⁸ 「パリ宣言」については、<http://www.aidharmonisation.org/> を参照。

前節で述べたように、近年欧米を中心とする先進国は、自国の安全保障に結びついた懸念から、紛争経験国や「破綻」した国家を国際秩序に復帰させるための介入を積極的に行っている。またアフリカの貧困や紛争に関する道義的関心は、先進国の市民社会に強く存在する。こうした状況下、アフリカの紛争経験国に対する様々な関与—本章でいう「紛争後」の取り組み—は、当面活発に実施されるであろう。1990年代後半以降、アフリカにおける紛争が全体的には収束に転じた背景として、国際社会の積極的な介入が重要な役割を果たしたことは間違いない。ルワンダ、リベリア、シエラレオネなど、アフリカの紛争が生み出した無数の悲劇を考えれば、国際社会がアフリカの紛争解決に向けて取った行動は全体としてポジティブに評価できるものである。今後検討すべきは、国際社会が関与すること自体の是非ではなく、どのような形で関与すべきなのか、という点にある。

国際社会による平和構築活動が、リベラル・デモクラシー (liberal democracy) という特定のイデオロギーに立脚していること、「紛争後」の処方箋として競争的な選挙実施と市場経済導入を画一的かつ性急に求め、結果的に社会を不安定化させていることを指摘したのはパリスである (Paris [1997]; [2004])。彼は、リベラル・デモクラシーという方向性は是としながらも、競争的な選挙実施や市場経済化は、当該社会の安定度や過去の経験などを勘案しつつ、漸次的に行うべきだと主張した。十分な武装解除をせずに選挙実施を急いだ結果、和平プロセスが破綻した 1992 年のアンゴラや、複数政党制の導入と厳しい構造調整政策を内戦下で同時に実施した結果、社会が不安定化してエスニックな煽動が激化したルワンダ (1990～94 年) などを例にしたパリスの主張は説得的であり、近年の平和構築活動では彼の主張に則った措置が講じられている²⁹。

紛争後の取り組みに国際社会の関心が集まる昨今では、どのように介入す

²⁹ 国際社会の深い関与の下で紛争に終止符を打ち、2007年に大統領選挙実施まで漕ぎ着けたコンゴ民主共和国の場合も、選挙実施は当初の予定から1年以上延期された。

べきかという点に議論が集中する傾向にあるが、それに答えるためには、介入の手段に関する知識とともに、当該国における紛争の原因と紛争後社会の実態に関する深い知識が不可欠である。我々のスタンスとしては、何をなすべきかの答えを急ぐ前に、どうなっているのか、どこに問題があるのかについて議論することに力点を置いて、共同研究会の第2年度目に臨むこととしたい。

欧語参考文献

- Beissinger, Mark R. & Crawford Young eds. [2002] *Beyond State Crisis?: Postcolonial Africa and Post-Soviet Eurasia in Comparative Perspective*, Washington D.C.: Woodrow Wilson Center Press.
- Boutros-Ghali, Boutros [1992] *An Agenda for Peace: Preventive Diplomacy, Peacemaking and Peace-Keeping*, UN Document No. A/47/277 - S/24111 (17 June 1992).
- David, Steven R. [1989] “Why the Third World Matters,” *International Security* 14(1): 50-85.
- [1992] “Why the Third World Still Matters,” *International Security* 17(3): 127-159.
- Desch, Michael C. [1996] “Why Realists Disagree about the Third World (And Why They Shouldn’t),” *Security Studies* 5(3): 358-381.
- Europe Union [2003] “A Secure Europe in a Better World: European Security Strategy,” (12 December 2003).
- Fearon, James D. & David D. Laitin [2004] “Neotrusteeship and the Problem of Weak States,” *International Security* 29(4): 5-43.
- Fukuyama, Francis [2005a] *State Building: Governance and World Order in the Twenty-First Century*, London: Profile Books.
- [2005b] “Stateness’ First” *Journal of Democracy* 16(1), pp.84-88.

- Holzgrefe, J. L. & Robert O. Keohane eds [2003] *Humanitarian Intervention: Ethical, Legal, and Political Dilemmas*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Human Security Centre [2005] *Human Security Report 2005: War and Peace in the 21st Century*, New York: Oxford University Press.
- Ignatieff, Michael [2003] "State Failure and Nation-Building," in Holzgrefe & Keohane eds. [2003: 299-321].
- Isturiz, Fernando [2005] "Military Force's Training for Post-Conflict Peacebuilding Operations," in Schnabel, Albrecht & Hans-Georg Ehrhart eds. [2005: 74-90].
- Johnson, Robert H. [1985] "Exaggerating America's stakes in Third World Conflicts," *International Security* 10(3): 32-68.
- Keohane, Robert O. [2003] "Political Authority after Intervention: Gradations in Sovereignty," in Holzgrefe & Keohane eds. [2003: 275-298].
- Krasner, Stephen [2004] "Sharing Sovereignty: New Institutions for Collapsed and Failing States," *International Security* 29(2): 85-120.
- [2005] "The Case for Shared Sovereignty," *Journal of Democracy* 16(1): 69-83.
- Paris, Roland [1997] "Peacebuilding and the Limits of Liberal Internationalism," *International Security* 22(2): 54-89.
- [2004] *At War's End: Building Peace After Civil Conflict*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Rotberg, Robert I. ed. [2004] *When States Fail: Cause and Consequences*, Princeton: Princeton University Press.
- Scheffer, David J. [1996] „International Judicial Intervention,“ *Foreign Policy* 102: 34-51.

Schnabel, Albrecht & Hans-Georg Ehrhart eds. [2005] *Secutiry Sector Reform and Post-Conflict Peacebuilding*, Tokyo: United Nations University Press.

United Nations [2000] “Report of the Panel on United Nations Peace Operations” (Brahimi Report), UN Document No. A/55/305-S/2000/809.

—————[2004] “A More Secure World: Our Shared Responsibility, Report of the High-level Panel on Threats, Challenges and Change,” UN Document No. A/59/565.

United States of America [2002] “The National Security Strategy of the United States of America” (September 2002).

Weiner, Myron [1996] “Bad Neighbors, Bad Neighborhoods: An Inquiry into the Causes of Refugee Flows,” *International Security* 21(1): 5-42.

Zartman, I. William ed. [1995] *Collapsed States: The Disintegration and Restoration of Legitimate Authority*, Boulder: Lynne Rienner Publishers.

日本語参考文献

榎本珠良[2006]「ライブ・エイドからライブ 8 へー20年後のアフリカ・イメージ」『アフリカレポート』42: 33-39.

大沼保昭・藤田久一編[2001]『国際条約集』有斐閣.

岡垣知子「主権国家の『ラング』と『パロール』ー破綻国家の国際政治学」『国際政治』147: 48-61.

落合雄彦[1999]「ECOMOG の淵源ーアフリカにおける『貸与される軍隊』の伝統」『アフリカ研究』55: 35-49.

工藤正樹[2006]「主要な開発援助機関・国の援助動向ー平和構築支援への取り組み」『開発金融研究所報』29: 71-83.

- 国連開発計画[2005]『人間開発報告書 2005－岐路に立つ国際協力：不平等な社会での援助、貿易、安全保障』古今書院.
- 佐藤章[2005]「犠牲者」から「和平の障害」へーコートディヴォワール, L・バボ政権の反仏姿勢』『アフリカレポート』 40: 39-43.
- 篠田英朗[2003]『平和構築と法の支配－国際平和活動の理論的・機能的分析』創文社.
- 世界銀行[2004]『戦時下の開発政策』(田村勝省訳) シュプリンガー・フェアラーク東京株式会社.
- 武内進一[2007]「コンゴの平和構築と国際社会－成果と難題」『アフリカレポート』 No.43.
- [2005]「冷戦後アフリカにおける政治変動－政治的自由化と紛争」『国際政治』 140: 90-107.
- [2003]「アジア・アフリカの紛争をどう捉えるか」武内編[2003: 3-37].
- [2001] 「『紛争ダイヤモンド』問題の力学－グローバル・イシュー化と議論の欠落」『アフリカ研究』 58: 41-58.
- 武内進一編[2003]『国家・暴力・政治－アジア・アフリカの紛争をめぐって』アジア経済研究所.
- 編[2000]『現代アフリカの紛争－歴史と主体』アジア経済研究所.
- 納家政嗣[2003]『国際紛争と予防外交』有斐閣.
- [1992]「冷戦の終焉と国連の平和維持機能」『国際法外交雑誌』91(3): 1-43.
- ブル、ヘドリー[2000]『国際社会論－アナーキカル・ソサエティ』(臼杵英一訳) 岩波書店.

付表 近年のアフリカにおける主要な紛争国の経験（暫定版）

国名	アンゴラ	モザンビーク	ギニアビサウ
紛争時期 1)	1975～2002 年	1975～1992 年	1998～2000 年
特定勢力を支援する軍事介入	南ア (UNITA)、キューバ (政府側)	ローデシア、南ア (RENAMO)	セネガル、ギニア (政府側)
主要和平協定 2)	ニューヨーク合意 (1988年12月22日)、ビッセセ合意 (1991年5月1日)、ルサカ合意 (1994年11月20日)	ンコマチ協定 (1984年3月16日)、ローマ総合和平協定 (1992年10月4日)	アブジャ協定 (1998年11月2日)
UNPKO	(1)UNAVEM I (1988-91 年), (2)UNAVEM II (1991-95 年), (3)UNAVEM III (1995-97 年), (4)MONUA (1997-99 年)	ONUMOZ (1992-94 年)	
規模 3)	(1)D、(2)D、(3)C、(4)C	B	
その他「中立的」軍事介入			ECOMOG (ECOWAS)
その他介入的措置		カトリック教会系 NGO が和平交渉仲介	
紛争終結	UNITA 議長殺害が契機。政府の軍事的勝利。	交渉の結果、和平合意に調印。	国軍がヴィエイラ大統領を国外追放 (1999年5月)。政府が軍内マネ派を追放 (2000年11月)
その後の状況	2007年1月まで選挙実施されず。	1994年10月に大統領、国会選挙。1999、2004年にも実施	1999年11月、大統領選挙、国会議員選挙

国名	シエラレオネ	リベリア	リベリア
紛争時期 1)	1991～2002 年	1989～1995 年	2000～2003 年
特定勢力を支援する 軍事介入	リベリア (RUF)		
主要和平協定 2)	アビジャン和平合意 (1996 年 11 月 30 日), ロメ和平協定 (1999 年 7 月 7 日), アブジャ協定(2000 年 11 月 10 日)	アブジャ合意 (1995 年 8 月 18 日)	政 府 ・ LURD ・ MODEL 間の包括的 和平合意 (2003 年 8 月 18 日)
UNPKO	(1)UNOMSIL (1998-99 年), (2)UNAMSIL (1999-2005 年)	UNOMIL (1993-97 年)	UNMIL (2003 年 9 月)
規模 3)	(1)D、(2)A	D	A
その他「中立的」軍 事介入	ECOMOG (ECOWAS)、イギ リス	ECOMOG (ECOWAS)	Ecomil (ECOWAS)、 アメリカ (兵站支援)
その他介入的措置	シエラレオネ特別法 廷(2002 年～)		真 実 和 解 委 員 会 (2005 年～)
紛争終結	和平合意に基づく武 装解除の終了(2002 年 1 月 18 日に終戦宣 言)。	NPFL 優位の下で和 平合意(1995 年)	テラー辞任後、和 平協定(2003 年)
その後の状況	2002 年 5 月、大統領 選挙、国会選挙実施	1997 年 7 月、大統領 選挙 (テイラー勝利)	2005 年 10-11 月、大 統領選挙 (サーリー フ勝利)

国名	コートディヴォアール	チャド	チャド
紛争時期 1)	2002 年～	1990 年	2005 年
特定勢力を支援する 軍事介入			
主要和平協定 2)	リナ・マルクーシ協 定 (2003 年 1 月 24 日)		
UNPKO	UNOCI(2004 年-)		
規模 3)	B		
その他「中立的」軍 事介入	フランス		フランス
その他介入的措置		ベルギーがセネガル に対して、人道に対 する罪の容疑で前大 統領ハブレの引き渡 しを要求 (2005 年)	
紛争終結	継続	MPS の軍事的勝利	反政府勢力の侵攻を 国軍が撃退。
その後の状況		1996 年 7 月、 2001 年 5 月、 2006 年 5 月に大統領選挙実 施。いずれも現職の デビィが勝利	紛争終結かどうか不 透明

国名	中央アフリカ	中央アフリカ	中央アフリカ
紛争時期 1)	1996～98年	2002～03年	2006年～
特定勢力を支援する 軍事介入		反政府武装勢力のボジゼ派はチャド南部を拠点とし、政府側（パタセ大統領）はリビアと MLC（DRコンゴ反政府武装勢力）の支援を受ける	
主要和平協定 2)	バンギ協定（1997年1月25日）		
UNPKO	MINURCA （1998-2000年）		
規模 3)	C		
その他「中立的」軍事介入	MISAB（ブルキナファソ、チャド、ガボン、マリ、セネガル、トーゴ、フランス）		
その他介入的措置		ICCの捜査（2005年～、ボジゼ政権の要請による）	
紛争終結		ボジゼの軍事的勝利（2003年3月）	継続
その後の状況	1999年に大統領選挙実施。現職のパタセが勝利	2005年に大統領選挙実施。現職のボジゼ勝利。	スーダン国境に近い地域を反政府武装勢力が制圧

国名	スーダン（南部）	スーダン（ダールフル）	エチオピア
紛争時期 1)	1983～2005 年	2003 年～	1988 年頃～1991 年 5 月
特定勢力を支援する 軍事介入			
主要和平協定 2)	マチャコス議定書 (2002 年 7 月)、包括 的和平協定 (CPA : 2005 年 1 月 9 日)	人道的停戦合意 (2004 年 4 月、於ン ジャメナ)、ダールフ ール和平協定 (2006 年 5 月 5 日、於アブ ジャ)	
UNPKO	UNMIS (2005 年ー)	UNMIS (2006 年ー)	
規模 3)	A	A(2007 年 1 月現在 なお派遣できず)	
その他「中立的」軍 事介入		AMIS (2004 年ー)	
その他介入的措置		ICC の捜査 (2005 年 ～、安保理決議 1593 による)	
紛争終結	包括的和平合意に調 印	継続	EPRDF の軍事的勝 利
その後の状況			1995 年、2000 年、 2005 年に国会議員 選挙。いずれも EPRDF が勝利

国名	エチオピア・エリトリア	ウガンダ（ムセヴェニによる政権奪取）	ウガンダ（LRA との内戦）
紛争時期 1)	1998 年 5 月～2000 年 12 月	1981～88 年	1994 年頃～
特定勢力を支援する 軍事介入			
主要和平協定 2)	アルジェ 和平協定 (2000 年 12 月 12 日)		
UNPKO	UNMEE(2000 年 9 月～)		
規模 3)	C		
その他「中立的」軍事介入			
その他介入的措置			ICC の捜査 (2004 年～、ムセヴェニ政権の要請による)
紛争終結	調停による和平	NRM の軍事的勝利	継続
その後の状況	エチオピアは定期的に国会議員選挙実施。エリトリアは選挙実施せず。	新憲法(1995 年 10 月)、大統領選挙 (1996、2001、2006 年。いずれも現職のムセヴェニ勝利)	

国名	コンゴ共和国	ザイール（コンゴ民主共和国）	コンゴ民主共和国
紛争時期 1)	1993～94年、1997～99年	1996～97年	1998～2004年頃
特定勢力を支援する 軍事介入	アンゴラ（政府側）	UNITA（政府側）／ ルワンダ、ウガンダ、 アンゴラ（ADFL側）	ジンバブエ、アンゴラ、 ナミビア（政府側）／ ウガンダ、ルワンダ（ 反政府勢力側）
主要和平協定 2)	ポワント・ノワール における停戦協定 （1999年11月16日）		ルサカ協定（1999年 7月）、プレトリア 和平合意（2002年 12月16日）
UNPKO			MONUC(1999年-)
規模 3)			B（2000年） →A(2003年)
その他「中立的」軍 事介入			EUによるアルテミ ス作戦（2003年）、 EUFOR（2006年）派 遣
その他介入的措置	「ビーチの虐殺」 （1999年）をフラン ス司法が捜査		ICCの捜査（2004年 ～、カビラ政権の要 請による）
紛争終結	サス一派による軍事 的勝利	ADFLによる軍事的 勝利	コンゴ人の「国民対 話」によるプレトリ ア和平合意と、それ に基づく移行政権成 立
その後の状況	2002年に憲法採択 （1月）、大統領選挙 （5月）、下院選挙（5-6 月）		2005年12月に憲法 レファレンダム、 2006年7月以降選挙 （大統領、下院等）

国名	ルワンダ	ブルンディ	ソマリア
紛争時期 1)	1990～94年	1993-2003年頃	1989年～
特定勢力を支援する 軍事介入	白、ザイール（1990年）、仏（1990～93年） （政府側）		エチオピア（2006年12月）（暫定政権側）
主要和平協定 2)	アルーシャ和平協定 （1993年8月）	アルーシャ和平協定 （2000年8月）	アジスアベバ合意 （1993年3月15日）、 アルタ和平会談（2000年7月）による移行連邦憲章（TFC）など。
UNPKO	(1)UNOMUR （1993-94年） (2)UNAMIR （1993-96年）、	ONUB（2004年－ 2006年）	(1)UNOSOM I （1992-93年）、 (2)UNOSOM II （1993-95年）
規模 3)	(1)D、(2)C 4)	B	(1)D、(2)A
その他「中立的」軍事介入	「トルコ石」作戦（1994年6～8月、仏軍2,500人＋アフリカ兵士500人）	南ア（2001年単独で保護部隊を派遣）	UNITAF（1992-93年、総兵力3,7万人、うち米が2,5万人）。その後も米は部隊を残す（1994年3月まで）。
その他介入的措置	ICTR（1994年～）／白、米などでジェノサイド容疑者裁判／大統領搭乗機撃墜事件を仏が捜査	真実和解委員会（2005年～、安保理決議1606で協力）	／AMISOM（2007.2にAUが派遣決定。UNSCが承認）
紛争終結	RPFによる軍事的勝利	武装勢力が和平合意して政権に参加。	継続
その後の状況	2003年に新憲法、大統領選挙、議会選挙	新憲法制定（2005年3月）、国会議員選挙（2005年7月）、上下両院指名選挙を経て大統領選出（2005年8月）	

注

- 1) 紛争がいつ勃発し、いつからいつまで続いたかを正確に示すことは容易ではない。この点は紛争の定義に関わり、それが孕む難点は武内[2003: 30-31]に記したとおりである。ここでは、武内[2003: 7-9]を参考にしつつ、筆者の判断で概ね紛争が継続した時期を示した。
- 2) 停戦協定や和平協定のなかには、実効性のないものも多い。ここには重要と思われるものを示した。締結された年をカッコ内に記す。
- 3) 国連 PKO の規模は、次のような区分で示す。A：1 万人以上、B：5,000 人以上～1 万人未満、C：1,000 人以上 5,000 人未満、D：1,000 人未満。原則として、実数ではなく承認された規模を示している。
- 4) 1994 年 5 月～95 年 6 月の間、承認された UNAMIR の総人員数は 5,900 人程度だった。